

参議院選挙

公示日

6月22日(水)

投票日

7月10日(日)

アドバイス

労働相談ホットライン

秘密厳守 相談無料

0120-378-060

第210号
 2022年6月1日(水)
 発行責任者 稲村
 編集責任者 森下
 連絡先 075-811-6770

発注先が労働者としての権利を主張する場合があります。労働相談センターでは、労働者の権利を守り、労働条件の改善を図ります。

アドバイス

個人営業をしていて、労働者としての権利を主張する場合があります。労働相談センターでは、労働者の権利を守り、労働条件の改善を図ります。

★相談事例①……★
 (年齢不詳・電子器製造業) 主・今は社員ゼロ)
長期に労働者を出向させた

5月の相談活動の特徴(新規)

センター発足以来の相談件数は1万8千989件になりました。(5月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	2	6.7%
電話・メール	27	90.0%
FAX・その他	1	3.3%
単産・弁護士紹介	0	0.0%
合計	30	100%

項目	件数	当月比率
解雇	6	20.0%
退職強要・勸奨	1	3.3%
賃金・残業代未払い	3	10.0%
労働契約違反	1	3.3%
社会・雇用保険	1	3.3%
配転・出向・転籍	1	3.3%
労働条件切り下げ	1	3.3%
労働時間・休暇	1	3.3%
パワハラ・セクハラ問題	5	16.7%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	1	3.3%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	2	6.7%
その他	8	26.7%
不明	0	0.0%
合計	39	100%

項目	件数	当月比率
男性	10	33.3%
女性	20	66.7%
不明	0	0.0%
合計	30	100%

組織拡大

建交労
1名

紹介した労働者の多くが、労働条件の改善を求め、労働相談センターに相談してくれました。

事業主からの珍らしい相談
 ・労働者としての権利を主張する
 ・労働条件の改善を求め
 ・労働相談センターに相談する

かなしい労働者
 ・労働者としての権利を主張する
 ・労働条件の改善を求め
 ・労働相談センターに相談する

相談事例②……★
 (30代男性・人材サービス業、正社員)
みなし残業制度
 正社員として人材サービスを営む企業が、20時間を超えた場合、残業代を支給されないという制度を採用していた。



お前クビだ

労働時間を超えた場合、残業代を支給されないという制度を採用していた。労働相談センターに相談し、労働基準法違反を指摘し、労働時間を超えた場合、残業代を支給されないという制度を採用していた。

アドバイス
 労働者の権利を守り、労働条件の改善を図ります。

労働者の権利を守り、労働条件の改善を図ります。

相談事例③……★
 (40代女性・車販売のギヤラリー、正社員)
会社都合退職の扱い
 車を展示して営業している数名の社員が、親会社は数百名の労働者数。8月末でギヤラリーを閉めるので退職してもらいたいというニュアンスの説明を受けた。会社都合の退職を受け取らないうかがどうかという質問に、「解雇は認めない」と主張すると、「通勤で遠い地域へ転勤で濃い」という理由を述べた。

由を会社都合」を要請してください。一人でも入れる労働組合に加入し、団体交渉することもできます。

相談事例④・★
(60代女性・パート、介護職・ヘルパー)

「辞めて他のところ
で働いたほうがいい
のでは?!」と言われ
・・・

最初は週5日のシフトだったが、使用期間中に骨折してから週2日勤務になった。先日、上司から「利用者や職員からあなたの働き方についてクレームがある。もっと頑張らしてほしい」といわれて、辞めたほうがいいのでは」と言われた。心当たりとしては利用者宅に行くのが、その前の利用者が、その前にかかっていた、入るのが5分ほど遅れた。その時は別のパートの方がフォローしてくれた。自分としては頑張っていたつもりだが、上司に「無理なので、精神的に」といわれて、先日に「上司に言われたい」と言われ、と伝えた。

上司はびっくりして、「辞めるのは仕方ないが、体制が厳しいのでもう少し働いてもらいたい」と言われた。年休が少しあるので、6月末まで働くことにした。気持ちとしてはもうこの職場で働ける気持ちはないが、今回のことは解雇になるのか?

アドバイス

上司の発言は確かに問題があります。が、自ら「辞めます」と言い出した以上は、解雇ではなく自己都合退職になります。今の契約が週に2日で雇用保険にも加入していないので、解雇でも自己都合でも関係ないかと思いません。あなたが職場に残る意志があるならば、労働組合に加入して、上司のパワハラ的な言動を改めさせることは可能だと思います。



相談事例⑤・★
(40代男性・医療法人で送迎運転手、無期雇用アルバイト)

うつ病であろうが仕事にまい!

医療法人で送迎の運転手をしていて、無期雇用のアルバイト。雇用契約書は先月に今月下旬での退職届を出した。最初は認められたが、後任ドライバーが決まっていない。うつ病であろうが何である、退職届はキャンセル、退職届はシュレッターにかけられた。もう少しで桐喝の電話が入るが、どうしたらいいか? 医師からうつ病は今月初旬からは仕事を休むと言われた。会社は診断書を出せと言っているが、お金がかかる。会社規定では退職は1ヶ月前の申し出になっているが。

アドバイス

退職する2週間前までに文書で提出している。退職は有効。賃金不支給は監督署に申告を。桐喝電話は録音して、刑事罰で訴えると言えはいい。診断書はお金がかかる、不要。

厚生労働省・都道府県労働局からの案内が、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、申請期間延長とびり申請対応し、支援金給付対象に業

中小企業

申請対象期間
↓申請期間

令和3年4月〜9月
↓令和4年3月31日(木) ※終了

令和3年10月〜令和4年3月
↓令和4年6月30日(木)

令和4年4月〜6月
↓令和4年9月30日(金)

大企業

申請対象期間
↓申請期間

令和3年4月〜9月
↓令和4年3月31日(木) ※終了

令和3年10月〜令和4年3月30日(木)

令和4年4月〜6月
↓令和4年9月30日(金)

☆大企業にお勤めの場合の注意

○対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等(※)であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方。

※労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々の雇用、登録型派遣)

かよ☆
?打これ
?ちれ
!切いい
!い



5	4	3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
30	34	38	42	46	17	21	25	20	23	22	29	15	29	40	17	14	14	25	21	24	39	38	53	49	76	43	29	20
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
(0)	(3)	(0)	(6)	(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(4)	(2)	(1)	(1)	(17)	(4)	(5)	(3)	(3)	(7)	(5)	(13)	(15)	(23)	(29)	(49)	(2)	(0)	(0)

新規相談件数
(コロナ関連件数)
20年
21年

憲法改悪を許さない!
全国署名をすすめよう!